
内部質保証の方針

(内部質保証の方針)

1. 基本方針

白百合女子大学（以下、本学）は建学の精神と教育目標の実現に向けて、本学の教育研究活動を、自らの責任において常に点検・評価を行い、継続的に教育研究活動の向上・充実を推し進めていくことによって、高等教育機関としての社会的使命・責任を果たしていくよう努める。また、その結果は社会に広く公表していく。

2. 内部質保証の体制

本学の内部質保証の推進に責任を負う組織として、学長を委員長とする内部質保証委員会を置く。内部質保証委員会は、自己点検・評価情報を基に、全学の教育、研究、管理運営に関する中長期の計画を策定し、それに基づいて、教育プログラムを運営する各教育研究組織（学部・学科、全学教養教育部門、付属研究施設、教育支援センター）および事務組織の教育研究活動に対する改善指示等を行う。

学長が指名する副学長を委員長として、各組織及び全学の、教育研究活動についての自己点検・評価を行う自己点検・評価委員会を置く。自己点検・評価の結果は内部質保証委員会に報告し、あわせて改善提言を行う。

各組織においては、所属長を中心にそれぞれの教育プログラムについて自己点検・評価を行う。

3. 内部質保証の手續とその検証

全学レベル、教育プログラムレベル、それぞれでPDCAサイクルを運用する。

内部質保証委員会は、中長期の計画や各種の方針を策定する（全学P）。各組織は、内部質保証委員会から示された計画・方針に基づき、組織毎の年次計画を策定し（教育プログラムP）、年次毎の教育研究活動を実施する（全学D＝教育プログラムD）。そして、その結果に対する自己点検・評価（教育プログラムC）、及び次年度に向けて改善した計画策定を行う（教育プログラムA）。自己点検・評価委員会は、各組織の自己点検・評価報告書に基づき、全学の自己点検・評価を行う（全学C）。自己点検・評価委員会がまとめた全学の自己点検・評価報告書は、改善に関する提言とともに内部質保証委員会に報告する。内部質保証委員会は、自己点検・評価委員会からの報告・改善提言を検討した上で、各種の計画等の改善を図るとともに、各組織に対する改善の指示を行う（全学A）。

この内部質保証のプロセスは、教学の側面については教育研究運営会議が、経営の側面については事務部長会議が、検証を行い、学長に報告・提言をして、内部質保証の体制を強化する。

(2020年4月1日)